

令和5年台風第7号に被災された皆様に対する 生活支援窓口のご案内（福知山市、舞鶴市、綾部市版）

令和5年台風第7号に被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

京都行政監視行政相談センター（きくみみ京都）では、今回の災害に関する様々なお問合せ
やご相談を受け付けています。

お困りになっていることがありましたら、お気軽にご利用ください。

【本窓口案内(ガイドブック)について】

- 令和5年台風第7号の接近・通過に伴い、災害救助法の適用を受けた「福知山市」「舞鶴市」及び「綾部市」にお住まいの方々に対する支援策の情報を掲載しています。

令和5年9月5日時点の情報です。随時、追加・変更してまいります。

- この冊子の最新版は、京都行政監視行政相談センターホームページに掲載しています。

URL : <https://www.soumu.go.jp/kanku/kinki/kyoto.html>（トピックス欄に掲載）

【京都行政監視行政相談センター(きくみみ京都)での相談受付について】

- 行政相談専用ダイヤル：0570-090110 又は 075-802-1100

（平日 8：30～17：15、受付時間外は留守番電話）

- インターネット：右のQRコードからアクセスできます。

URL : https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html



- F A X：075-802-1180

- 来 所：京都市中京区西ノ京笠殿町 38 京都地方合同庁舎 4 階

（平日 8：30～17：15）

総務省行政相談センター

まくみみ京都



総務省 京都行政監視行政相談センター
(きくみみ京都)

住 所：京都市中京区西ノ京笠殿町38 京都地方合同庁舎 4 階

電 話：075-802-1100（行政相談窓口）

F A X：075-802-1180

目次



住まいや身の回りのこと

- 1 被災証明書、被災証明書の発行 (P. 1)
- 2 被災住宅の応急修理等 (P. 2)
- 3 被災住宅の補修や再建 (P. 2)
- 4 災害に便乗した悪質商法に注意 (P. 3)



民間の手続きのこと

- 18 損害保険に関すること (P. 11)
- 19 生命保険の契約内容 (P. 11)
- 20 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合 (P. 12)



お金のこと

- 5 災害弔慰金等の支給 (P. 4)
- 6 災害援護資金の貸付 (P. 4)
- 7 生活福祉資金の貸付 (P. 5)
- 8 住宅の建設、補修等の融資 (P. 5)
- 9 住宅ローンの返済 (P. 6)
- 10 奨学金の緊急採用等、減額返還・返還期限猶予、JASSO支援金の受付 (P. 6)
- 11 雇用保険失業給付の支給等 (P. 7)



医療・健康のこと

- 21 医療機関への受診、介護サービスの利用 (P. 13)



事業者・農業者の方へ

- 22 中小企業者・農林漁業者に対する相談窓口 (P. 14)
- 23 災害対応金融資金の融資 (P. 15)



役所の手続きのこと

- 12 国税の特別措置 (P. 8)
- 13 県税の特別措置 (P. 8)
- 14 市町村税の特別措置 (P. 9)
- 15 公共料金の減免措置等 (P. 9)
- 16 年金手帳などを紛失した場合、国民年金等の保険料が払えない場合 (P. 10)
- 17 登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合 (P. 10)



その他の情報

- 24 太陽光発電システムの水害時の感電の危険性 (P. 16)
- 25 外国人向けの相談窓口 (P. 16)
For Foreign Residents



住まいや身の回りのこと

1 り災証明書、被災証明書の発行

- ◆ 「**り災証明書**」は、台風、大雨、地震などの自然災害により、住宅などの建物（注）が被害を受けた場合、災害対策基本法に基づき、市町村長が、被災者からの申請に基づいて、被害の程度を調査・判定し、証明するものです。生活再建支援金の申請、税金の減免、各種の融資の申請などに必要となる場合があります。

（注）居住する家屋、保有する家屋（空き家や別荘などは除く）をいいます。家財道具や家屋以外の工作物（門扉、塀、物置、カーポートなど）は含まれません。

- ◆ また、台風、大雨、地震などの自然災害により、家屋以外の工作物（門扉、塀、物置、カーポートなど）や家財、自動車などが被災したことを証明する「**被災証明書**」の発行も行っています。
 - ◆ り災証明書、被災証明書の発行を受けるためには、市町村への「証明願」の提出が必要です。
- ※ 被害状況の分かる写真を撮影し、ご準備ください。

《問合せ先》

市町村	窓口	電話番号
福知山市	税務課	0773-24-9720
舞鶴市	税務課	0773-66-1026
綾部市	市長公室防災・危機管理課	0773-42-4222



2 被災住宅の応急修理等

- ◆ **災害救助法の適用市**において、災害により住宅が中規模半壊、半壊、準半壊のいずれかの住宅被害を受け、自ら修理する資力がない世帯又は、大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊した世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最低限度の部分を応急的に修理します。

※ 事前に「り災証明書」の交付を受ける必要があります。

- ◆ **修理限度額**

1世帯当たり 54 万 7 千円以内（基準額）

※ 限度額は市町村によって異なります。詳細は各市にお問い合わせください。

3 被災住宅の補修や再建

- 被災住宅の補修や再建に関して、相談やお困りごと、不安に感じていることの相談窓口として、公益財団法人「住宅リフォーム・紛争処理支援センター」が「**住まいるダイヤル**」を開設しています。
- ◆ 詳しくは、以下の窓口にお問い合わせください。

【住まいるダイヤル】

- ・ 電話：0570-016-100（IP 電話からの場合は、03-3556-5147）
- ・ 受付時間：平日 10：00～17：00（土日祝、年末年始を除く）



4 災害に便乗した悪質商法に注意

- ◆ 大規模災害の後には、点検商法・便乗商法等のトラブルが発生する傾向がありますのでご注意ください。
- ◆ 本来必要ないのに「〇〇が壊れているから工事が必要」、「保険を利用すれば実質的に無料で修理できる」などと契約を迫る業者とのトラブルが多く発生しています。
- ◆ 不審な勧誘や電話を受けた場合やご心配ごとがある場合には、下記の番号までご相談ください。

【消費者ホットライン】

- ・ 電話： ^{い や や}188（市外局番なしの3桁番号）

【警察相談専用電話】

- ・ 電話： #9110（全国共通の短縮ダイヤル）

【国民生活センターホームページ】

- ・ 被災地域は特に注意！災害後の住宅修理トラブル
https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20220616_1.html
- ・ 京都府内の消費生活センター
https://www.kokusen.go.jp/map/ncac_map26.html



お金のこと

5 災害弔慰金等の支給

- ◆ **災害救助法の適用市**において、お亡くなりになられた方の遺族に対して災害弔慰金（最大500万円）が、精神又は身体に著しい障害を受けた方に対して災害障害見舞金（最大250万円）が支給されます。
- ◆ また、災害により被害を受けた方に対し、市が独自に見舞金を支給する場合があります。

《問合せ先》

市町村	窓口	電話番号
福知山市	社会福祉課	0773-24-7087
舞鶴市	福祉企画課	0773-66-1011
綾部市	社会福祉課	0773-42-4250

6 災害援護資金の貸付

- ◆ **災害救助法の適用市**において、災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方（所得制限あり）に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付けます。
- ◆ **貸付限度額**：最大350万円
- ◆ **償還期限**：据置期間（3年）を含め10年
（据置期間中は無利子、据置期間経過後の利率は年利3%）

※詳細は各市にお問い合わせください。



7 生活福祉資金の貸付

【緊急小口資金】

- ◆ 緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった低所得世帯、障害者世帯、介護等を要する高齢者世帯に対して、資金の貸付が行われます。一世帯につき10万円以内とされています。
- ◆ 償還期限は、据置期間（通常2か月以内）終了後、12か月以内とされています。また、無利子です。

【福祉費(災害援護費)】

- ◆ 災害により臨時に必要な経費（150万円以内）の貸付が行われます。
- ◆ 償還期限は、据置期間（通常6か月以内）終了後、7年以内とされています。また、連帯保証人がいる場合は無利子です。

《問合せ先》

名称	電話番号
福知山市社会福祉協議会	0773-25-3211
舞鶴市社会福祉協議会	0773-62-7044
綾部市社会福祉協議会	0773-43-2881

8 住宅の建設、補修等の融資

- ◆ 自然災害により自宅に被害を受けられた方に対して、「独立行政法人 住宅金融支援機構」が金利等を優遇した建設資金、購入資金または補修資金の融資（災害復興住宅融資）を行っています。

【住宅金融支援機構 お客様コールセンター（災害専用ダイヤル）】

- ・ 電話：0120-086-353（通話無料）
- ・ 受付時間：9：00～17：00（祝日・年末年始を除き、土日も営業）

- ◆ 各金融機関においても、被災者向けの特別融資を行っている場合があります。詳しくは、各金融機関にお問い合わせください。



9 住宅ローンの返済

- ◆ **災害救助法の適用市**における住宅ローンの返済について、借入先の同意のもと、返済の免除や減額を申し出る仕組み（自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン）があります。詳しくは借入先の金融機関にお問い合わせください。
- ◆ 借入先が銀行の場合、**全国銀行協会相談室**にお問い合わせいただくこともできます。
 - ・ 電話：0570-017109 又は03-5252-3772
 - ・ 受付時間：平日9時～17時

10 奨学金の緊急採用等、減額返還・返還期限猶予、JASSO支援金の受付

- ◆ 独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）では、**災害救助法適用地域の世帯の学生**に対する給付奨学金の家計急変採用、貸与奨学金の緊急・応急採用の申請を受け付けています。在学している学校を通じてお問い合わせ・お申し込みください。
- ◆ また、JASSOでは、奨学金返還者からの減額返還・返還期限猶予の申請を受け付けています。詳細は、奨学金相談センターにお問い合わせください。
 - ・ 電話：0570-666-301
 - ・ 受付時間：平日9：00～20：00（土日祝日・年末年始を除く）
- ◆ なお、JASSOでは、学生本人が居住する住宅に半壊以上等の被害を受けた方に対して、**JASSO災害支援金（10万円、返還不要）**の申請受付をしています。在学している学校を通じてお問い合わせ・お申し込みください。

11 雇用保険失業給付の支給等

- ◆ **災害救助法の適用市**において、災害を受けたことにより事業を休止・廃止する場合に一時的に離職を余儀なくされた方については、雇用保険の失業等給付の関係で特例措置を受けられる場合があります。
- ◆ 詳しくは、以下の労働局又はハローワーク（公共職業安定所）にお問い合わせください。

《問合せ先》

名称	電話番号	管轄区域
京都労働局 職業安定課	075-241-3268	京都府全域
ハローワーク福知山	0773-23-8609	福知山市、綾部市
ハローワーク舞鶴	0773-75-8609	舞鶴市
ハローワーク綾部	0773-42-8609	綾部市



役所の手続きのこと

12 国税の特別措置

- ◆ 国税の特例措置として「申告等の期限延長」、「納税の猶予」などの措置が設けられています。
- ◆ また、災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「所得税法」に定める雑損控除の方法、「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部の軽減が図られます。

《問合せ先》

名称	電話番号	管轄区域
福知山税務署	0773-22-3121	福知山市、綾部市
舞鶴税務署	0773-75-0801	舞鶴市

13 都道府県税の特別措置

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、被災者の方は、個人事業税、不動産取得税、自動車税等の都道府県税に関して、申告等の期限の延長、減免又は徴収猶予などの特別措置を受けられる場合があります。

《問合せ先》

	窓口	電話番号	管轄区域
京都府本庁	税務課	075-414-4427	京都府全域
中丹広域振興局	税務課	0773-62-2502	舞鶴市
	中丹西府税出張所	0773-22-3904	福知山市、綾部市



14 市町村税の特別措置

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、被災者に対して、市民税、固定資産税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料等に関して、申告等の期限の延長、徴収猶予、減免措置等の救済措置を受けられる場合があります。詳しくは、次の窓口にお問い合わせください。

《問合せ先》

市町村	窓口	電話番号
福知山市	税務課	0773-24-7024（市民税係） 0773-24-7025（資産税係）
舞鶴市		0773-66-1026（市民税係） 0773-66-1027（資産税係） 0773-66-1025（納税係）
綾部市		0773-42-4235

15 公共料金の減免措置等

- ◆ **電気、ガス、電話等**については、各事業者において、災害救助法の適用区域の被災者に対し、支払期日の延長、料金の減免、工事費の免除、修理費用の軽減など特別措置を行う場合があります。適用の条件、支援措置の内容については、事業者ごとに異なります。また、減免措置等は、お客様からの申出が必要な場合がありますので、手続方法について、各社へご確認ください。

《主な事業者の問合せ先》

【関西電力コンタクトセンター】 0800-777-8810

【大阪ガスお客さまセンター】 0120-123-627

【NTT西日本】局番なしの「116」（携帯電話からは0800-2000-116）

- ◆ **災害救助法の適用市**において、半壊、半焼又は床上浸水以上の被害を受けた建物の放送受信契約については、令和5年8月から令和5年9月まで（2か月間）の受信料が免除になります。

詳しくは以下の窓口にお問い合わせください。

《問合せ先》

【NHK 京都放送局】 075-251-1111（平日10時～17時）

URL: <https://www.nhk-cs.jp/jushinryo/>



16

年金手帳などを紛失した場合、 国民年金等の保険料が払えない場合

- ◆ 年金手帳、年金証書を紛失した場合は、再発行ができます。
- ◆ 災害によって2分の1以上の損害を受けられた方等は、ご本人からの申請に基づき、国民年金保険料が免除される場合があります。
- ◆ また、被災に伴い厚生年金保険料等の納付が困難な事業所に対しては、保険料の納付の猶予を受けることができる場合があります。
- ◆ 年金手帳（令和4年4月から、年金手帳は「基礎年金番号通知書」に切り替わりました）や基礎年金番号通知書、年金証書を紛失した場合は、日本年金機構にお申し出ください。
- ◆ 詳しくは、最寄りの年金事務所、日本年金機構ねんきんダイヤルにお問い合わせください。

《問合せ先》

【舞鶴年金事務所】 **0773-78-1165**

（【月曜～金曜】8:30～17:15、【週初の開所日】8:30～19:00、【第2土曜】9:30～16:00）

【日本年金機構ねんきんダイヤル】 **0570-05-1165** 又は **03-6700-1165**

（【月曜】8:30～19:00、【火曜～金曜】8:30～17:15、【第2土曜】9:30～16:00）

17 登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合

- ◆ 土地・建物の権利証（登記済証・登記識別情報通知書）を紛失したことによって土地・建物の所有権等の権利を失うことはありません。売買、贈与、抵当権設定時に、上記書類を紛失している場合、他の手段での本人確認となります。詳細は、京都府内の法務局にお問い合わせください。

《問合せ先》

名称		電話番号	管轄区域
京都法務局	本局	075-231-0253	京都府全域
	舞鶴支局	0773-76-0858	舞鶴市
	福知山支局	0773-22-3043・1293	福知山市、綾部市



民間の手続きのこと

18 損害保険に関すること

- ◆ 損害保険の適用などについては、以下の窓口にお問い合わせください。

・ご契約の損害保険会社

・日本損害保険協会 そんぽADRセンター

・ 電話：0570-022-808

（IP電話等：06-7634-2321）

・ 受付時間：平日9：15～17：00（土日祝日、年末年始を除く）

- ◆ 災害救助法が適用された地域において、証券の紛失等により、保険契約に関する手掛かりを失った方は、以下の窓口で照会できます。

・日本損害保険協会 自然災害等損保契約照会センター

・ 電話：0120-501331（フリーダイヤル）

・ 受付時間：平日9：15～17：00（土日祝日、年末年始を除く）

19 生命保険の契約内容

- ◆ 家屋等の流失・焼失等により生命保険契約に関する手掛かりを失い、保険金の請求を行うことが困難な方は、以下の窓口にお問い合わせください。

【生命保険協会 生命保険相談所（災害時受付専用連絡先）】

・ 電話：0120-001-731（フリーダイヤル）

・ 受付時間：平日9：00～17：00（土日祝日を除く）

【かんぽ生命保険 かんぽコールセンター】

・ 電話：0120-552-950（フリーダイヤル）

高齢者のお客様専用 0120-744-552（フリーダイヤル）

・ 受付時間：平日9：00～21：00

土日祝日9：00～17：00（年末年始を除く）



20 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合

- ◆ **災害救助法の適用市**において、金融機関、証券会社、生命保険会社、損害保険会社等では通帳、保険証書や印鑑を紛失した場合でも、本人確認ができれば、預貯金、保険金等の払戻し等ができます。

・各金融機関(銀行、信用金庫、信用組合)、保険会社等の窓口

・ゆうちょコールセンター

電話：0120-108-420 (通話無料)

受付時間：平日9：00～19：00、土・日・祝・12月31日9：00～17：00



医療・健康のこと

21 医療機関への受診、介護サービスの利用

◆ 保険証を紛失するなどした場合の医療機関への受診について

被災により保険証を紛失するなどして医療機関に提示できない場合は、氏名、生年月日、連絡先（電話番号等）、住所等を医療機関の窓口伝えることにより、保険診療で受診することができます。

◆ 医療機関での窓口支払いや介護サービスの利用料について

災害救助法の適用市において、適用市の国民健康保険・介護保険、適用市が所在する県の後期高齢者医療、協会けんぽに加入している場合、保険料及び窓口負担の減免・支払猶予措置が講じられる場合があります。

また、要介護被保険者及び要支援被保険者で、利用者負担額が減免される場合があります。

- ◆ ご不明な点は、加入されている保険者（市の国民健康保険・後期高齢者医療窓口等）にお問い合わせください。

＜問合せ先＞

市町村	窓口	電話番号
福知山市	保険年金課	0773-24-7015・7019（国保係） 0773-24-7018（高齢者医療係）
舞鶴市	保険医療課	0773-66-1003（国民健康保険係） 0773-66-1075（後期高齢・福祉医療係）
綾部市	市民・国保課	0773-42-4246



事業者・農業者の方へ

22 中小企業者・農林漁業者等に対する相談窓口

- ◆ このたびの台風により被災された府内事業者及び農林漁業者等からの相談に対応する窓口を設置しています。
- ◆ 詳しくは、以下の窓口にお問い合わせください。

【中小企業関係相談窓口】

機関名		電話番号
京都府	中丹広域振興局 農商工連携・推進課	0773-62-2506
中小企業基盤整備機構	近畿本部（企業支援課）	06-6264-8613
(公財)京都産業21	お客様相談室	075-315-8660
	北部支援センター	0772-69-3675
京都信用保証協会		075-354-1011
京都府商工会連合会	経営支援課	075-205-5418
京都府中小企業団体中央会		075-708-3701
	北部事務所	0773-76-0759

※府内の各商工会議所及び商工会においても受け付けています。

【農林漁業関係相談窓口】

機関名		電話番号
京都府	中丹広域振興局 農商工連携・推進課	0773-62-2743
	丹後後期振興局 農商工連携・推進課	0772-62-4315
	水産事務所	0772-25-3030



23 災害対応金融資金の融資

- ◆ **災害救助法の適用市**において、被災した中小企業者に対する事業再建や資金調達のための融資を実施しています。
- ◆ **対象者**
令和 5 年台風第 7 号による被害を受け、以下のいずれかに該当する中小企業者等
 - (1) り災（被災）証明書を有する者
 - (2) 市町村長からセーフティネット保証 4 号の認定を受けた者
- ◆ **融資期間**
運転資金・設備資金 10 年以内（必要に応じ、2 年以内の据置可）
- ◆ **融資限度額**
有担保 2 億円、無担保 8,000 万円
（セーフティネット保証 4 号を利用する場合、普通保証とは別枠での利用可）
- ◆ **融資限度額**
年 0.9% （固定金利）
- ◆ **保証料率**
通常の見積り料率から最大 0.3% 引下げ
（セーフティネット保証 4 号を利用する場合、0.9%（一律））

《問合せ先》

【京都府 商工労働観光部中小企業総合支援課】 075-414-4826



その他の情報

24 太陽光発電システムの水害時の感電の危険性

◆ 水没・浸水した太陽光発電システムに近づくと感電の恐れがあります。

- ・災害により損壊したパネルであっても、光が当たれば発電するため、接近又は接触すると感電する恐れがあります。
- ・被害にあった太陽光発電システムにむやみに近づかずに、システムの事業者や管理者へ連絡してください。

《問合せ先》

【一般社団法人 太陽光発電協会】 0570-003-045

25 外国人向けの相談窓口 For Foreign Residents

◆ 生活せいかつについての情報・相談じょうほう そうだん (Kyoto Assistance Center for Foreign Residents)

- ・ 京都府国際交流協会こくさいこうりゅうきょうかいが、外国人が生活せいかつする上で困うえっていることを解決かいけつするお手伝いてつだをします。

【相談カウンター】

・ TEL : 075-752-1166

・ 英語えいご : 火・水・木 9:00~17:00

・ 中国語 : 水・金 9:00~17:00

・ HP : <https://www.kcif.or.jp/web/jp/support/govtinterpreting/>